建設業退職金共済制度の仕組み

《法律：中小企業退職金共済法》

組　合

・労働者が現場を移動し事業主を変えても、移動先の事業主のところで共済証紙を貼ってもらい、建設業で働いた日数は全部通算できる仕組み

共済契約を申込み

・被共済者となっていない作業員を雇ったときはその都度、「追加」の共済手帳申込書を提出

共済手帳を交付

・組合に加入していない事業主が、共済手帳を所持している作業員を雇ったときは契約を申込み

証紙を購入

事業主 ―― **金融機関**

掛金収納書を送付

・元請けが工事を請け負って下請けに下ろす場合、共済証紙をまとめて買い、下請けの延べ労働者に応じて、末端の下請けに交付

掛金収納書を提出

下　請

発注者

証紙購入をチェック

・月１回、日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印
・１日８時間を超えたときは、８時間単位として１日分を加算
・深夜作業で翌日になった場合は８時間でなくとも１日で清算
・共済証紙受払い簿を設けること
・貼り終わった共済手帳は支部に提出し、新しい手帳の交付を受けること
・労働者が事業所をやめるときは必ず手帳を渡すこと

従業員